

(仮称) 高湯温泉太陽光発電所環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例

(平成10年福島県条例第64号) 第20条第1項の規定に基づく意見

令和2年3月31日

1 総括的事項について

- (1) 本事業計画は、福島市在庭坂先達山の山林約345ヘクタールの事業実施区域内に、約40メガワットの大規模な太陽電池発電所を新規に設置するものであるが、対象事業実施区域及びその周辺は、磐梯朝日国立公園の特別地域に指定されている吾妻連峰東部の山林環境に連続する豊かな自然環境を有する地域であり、近隣には複数の住宅等が所在することから、自然環境及び生活環境へ相当な影響が生じないよう、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用することにより、事業の実施による環境影響を最大限低減すること。

また、太陽電池発電機等を長期間に亘り稼働させる計画であることから、供用中は適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等により周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。

- (2) 環境保全措置については、対象事業実施区域及びその隣接地域では、地下水等が生活用水として利用されていること、水害や土砂災害の発生が懸念されていることを踏まえ、周辺環境や事業の進捗状況により柔軟に対応するようにし、最新の知見や技術を導入すること等により、環境への影響が回避低減されるよう配慮すること。

また、環境影響評価の技術手法が更新等された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。

- (3) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）作成段階では、計画施設の基礎構造や配置、配線等を含めた構造設計等をより具体的に記載するとともに、事業内容を変更する必要が生じた場合には、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置を講じること。

また、環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いるとともに、近年の気候変動による影響も踏まえること。

(4) 新たな環境保全措置を講じる場合には、その検討の経緯及びその効果を、具体的に評価書に記載すること。

(5) 評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得ることなどにより適切な対策を講じること。

(6) 事業場の用地の造成事業に含まれる太陽光発電事業（以下、「太陽光発電事業」という。）については、設備の安全性の問題や、防災・環境保全上の懸念等をめぐる地域住民等とのトラブル等、様々な問題が顕在化していることから、これらの懸念事項等が生じないように、事業者として自主的に検討・対応すること。

また、これらについて具体的な検討等行った場合には、その経緯等も含め評価書に記載するなど、情報の公開等にも努めること。

(7) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう企画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者として自主的に検討すること。

2 環境影響評価項目について

(1) 大気質について

造成工事等の施工や工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物及び粉じん等が、周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。

また、車両の走行台数や走行時間帯などの運行管理を徹底し、周辺環境への影響を低減すること。

(2) 騒音及び振動について

造成工事等の施工や工事用資材の輸送等及び施設の稼働に伴い発生する騒音及び振動等が、周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。

また、車両の走行台数や走行時間帯などの運行管理を徹底し、周辺環境への影響を低減すること。

(3) 水環境について

ア 濁水流出防止のための沈砂池及び調節池については、近年の気象状況をふまえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に対応可能な容量を確保すること。

また、沈砂池及び調節池の土砂流出防止柵等の下流側において、地山が洗掘されることにより濁水が発生することのないように対策を万全にすること。

イ 周辺住民が生活用水として利用している地下水等について、実施した調査結果と、工事中及び工事後に行う水質調査計画及び保全計画について評価書に記載すること。

また、事業の実施に当たっては、これらの地下水等に影響が生じないように施工するとともに、影響が認められた場合には適切に対応すること。

(4) 地形及び地質について

発電設備の設置に当たっては、樹木の伐採や土地の改変を最小限に留めるとともに、事前に十分な調査等により地盤の状況を確認し、軟弱な地盤、断層の分布範囲等を避けて工事を実施するなど、工事に起因する土砂災害が生じないようにすること。

また、災害対策を講じるに当たり地元関係者と関係機関に十分な説明と協議等を行い、地域住民の不安解消に努めること。

(5) 動物、植物及び生態系について

ア 対象事業実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息・生育や繁殖が確認されていることから、森林の伐採や改変の際はこれらの繁殖時期等を考慮した施工計画とすることや工事車両による動物の轢死を防止するための配慮など、現地調査の結果を事業計画に反映した上で、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。

イ 事業区域内北東側での鳥類の調査が不足しており、適切に環境影響評価を行うために、追加の現地調査を実施するなどして、環境への影響について適切に予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置を、評価書に記載すること。

ウ 対象事業実施区域は広大な敷地が太陽光発電事業に利用され、発電所外周をフェンスで囲う計画であることから、中大型の哺乳類等の移動等について予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置等を、評価書に記載すること。

エ 事後調査の実施に当たっては、定期的に生息状況を確認するとともに、状況に応じて現地調査や、影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合には追加的な環境保全措置を検討し、専門家の指導及び助言を得るなどして適切に対応すること。

(6) 景観について

福島市内の信夫山と福島市渡利の花見山、主要幹線道路（国道114号バイパス（大蔵寺前周辺））からの視認状況について調査を行い、必要となる環境保全措置と合わせてその結果を評価書に記載すること。

(7) 廃棄物等について

事業開始後に調節池から発生する浚渫土砂等の処分方法等について評価書に記載すること。

3 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、上記の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。
- (2) 追加の環境保全措置を検討する場合には、必要に応じ関係機関と協議すること。
- (3) 事業の実施に当たっては地元住民の理解が不可欠であることから、住民に対し事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明して十分な理解を得るとともに、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。
また、当該事業実施区域周辺には、福島市の観光施設が数多く存在していることから、これらの施設の利用者への影響を低減すること。
- (4) 環境影響評価図書については、縦覧期間の終了後においてもインターネットによる縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図り、住民の利便性向上に努めること。
- (5) 事業の実施に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに、これまで作成した環境影響評価図書に寄せられた、福島市長や住民等の意見も尊重すること。

事業の概要	
1 事業者	AC7 合同会社
2 事業の名称	(仮称) 高湯温泉太陽光発電所
3 事業の種類	工場又は事業場の用地の造成の事業
4 事業の規模	約345ヘクタール (出力: 約40メガワット)
5 事業の実施区域	福島市在庭坂字金堀沢1-2 外